

平成17年11月7日
消 防 庁

平成17年秋季全国火災予防運動の実施

1 実施期間

平成17年11月9日(水)から11月15日(火)まで

2 全国統一防火標語

『あなたです 火のあるくらしの 見はり役』

3 目 的

火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

4 重点目標

住宅防火対策の推進

昨年消防法が改正され、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については市町村条例で定める日から、住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務づけられたことから、具体的な防火対策として住宅用火災警報器等の設置を促進します。

また、地域が一体となって、関係機関及び関係団体と連携し、安心・安全なまちづくりの一環として、高齢者等の災害時要援護者を中心とした防火安全対策を推進します。

放火火災・連続放火火災予防対策の推進

出火原因の第1位は、平成9年以降8年連続で放火によるものです。また、物品販売店舗における放火火災・連続放火火災が相次いで発生しています。このことから、「放火火災防止対策戦略プラン」(参照)を活用し地域の対応力の向上を図るとともに、物品販売店舗における、階段等の可燃物の整理整頓、避難経路の確実な確保等について徹底させ、放火火災防止対策を一層推進します。

震災時における出火防止対策等の推進

阪神・淡路大震災等過去の大地震では、石油ストーブやガスこんろ等機器本体が発火源になることに加え、漏洩した可燃性ガスへの引火、

破損した電気配線の短絡などにより火災が発生しています。これらの具体的な出火の危険性について住民に広報し、防火意識の向上を推進するとともに、震災における被害を最小限に抑えるために、自主防災組織を中心とした地域ぐるみの防災体制の確立を図ることを推進します。

「放火火災防止対策戦略プラン」とは？

昨年12月に、消防庁に設置した「放火火災防止対策検討会」(委員長：小出治東大教授)において「放火火災防止対策戦略プラン」がとりまとめられました。

放火されない環境づくりには、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、町内会及び住民等地域が一体となって、継続的に対策を行っていくことが必要です。

放火火災防止対策戦略プランでは、明確な目標の設定、現状分析、達成状況評価という計画的な取組みを求めています。

本報告書は消防庁ホームページに掲載されています。

5 地域の実情に応じた重点目標の設定

地域における防火安全体制の充実

特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底

大規模産業施設の安全確保

電気火災予防対策の推進

消火器の適切な維持管理

6 その他

気象条件等の関係から一部道県においては時期をずらして実施しています。(北海道及び青森県については既に終了しています。)

時期をずらして実施する道県

北海道 10月15日から10月31日まで

青森県 10月17日から10月23日まで

秋田県 11月6日から11月12日まで

別添1 平成17年秋季全国火災予防運動ポスター

別添2 平成17年秋季全国火災予防運動実施要綱

連絡先 消防庁予防課規格係 規格係長 北野 総務事務官 後藤 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
